

「国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する
具体的対応について」の運用について （関連部分抜粋）

〔平成 6 年 6 月 23 日 6 - 4〕
〔管理課長より各営林(支)局総務部長等あて〕
〔最終改正〕平成23年7月11日 23林国管第34号

「国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について」
(平成6年6月23日付け6林野管第108号林野庁長官通達)が施行されたところであるが、
その運用に当たっては、下記のとおり取り扱われたい。

なお、「意向確認型指名競争入札方式の試行について」(平成6年3月7日付6-1
管理課長通達)は、廃止する。

記

V 入札監視委員会について

1 入札監視委員会（以下Vにおいて「委員会」という。）

(1) 委員会の構成

委員会の構成は、契約に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3人以上とし、委員長は、委員の互選によることとする。

なお、事務局は、企画調整室（北海道森林管理局は業務調整課）に置くこととする。

(2) 委員の委嘱

委員は、森林管理局長が委嘱することとする。

(3) 委員会の召集等

委員会は、委員長が召集することとし、委員の2/3以上の出席がなければ開催することができないこととする。

(4) 委員会の議決

委員会の議決は、出席委員の過半数の賛成がなければならないこととし、可否同数のときは委員長が決することとする。

2 定例会議

(1) 定例会議への提出資料

定例会議への提出資料とされている契約の一覧表は、当該支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官（代理官を含む。）が契約した契約のうち、公表対象となっている契約について、作成することとする。

(2) 審議の対象とする事案の抽出方法

定例会議において審議の対象となる事案の抽出は、委員が委員会の開催前に行うこととされているが、例えば、委員会において次回の委員会の審議のための抽出を行う担当委員を定め、その担当委員が抽出するという方法等が考えられるので、これらの方法を委員会であらかじめ定めておくこととする。

(3) 審議の対象とする事案の抽出に関する基準

長官通知Ⅶ第4の1(3)に基づき、委員会は、ア及びイを踏まえ、事案の抽出方法、件数等をあらかじめ定める。

ア 治山、林道、生産及び造林の各事業並びにこれらの事業にかかる調査・設計等業務

入札方式及び規模区分別に、落札率の高い順に5件以上の事案を抽出し、規模区分は、予定価格毎に以下のとおりとする。

(ア) 500万円未満

(イ) 500万円以上1千万円未満

(ウ) 1千万円以上5千万円未満

(エ) 5千万円以上1億円未満

(オ) 1億円以上

イ その他抽出

委員会が必要があると認めるときは、事業、業務等の規模及び入札方式に関わらず、抽出を行うものとする。この場合において、1位不動状況、低入札状況等にも留意するものとする。ただし、一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者のものについては、競争参加資格の設定について審議する必要があり、また、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）を相手方とする契約については、当該契約に関し、競争性が確保されているか審査する必要があるため、重点的に抽出する。

なお、事務局は、応札者（提案者）が1者のもの及び公益社団法人又は公益財団法人を相手方とする契約に関する情報を委員会に提供するものとする。

3 抽出事案の説明

長官通知Ⅶ別添1第2の3の工事(1)キ、(2)キ及び(3)キ、測量・建設コンサルタント等業務(1)キ、(2)カ、(3)オ、(4)カ及び(5)カ並びに物品・役務調達(1)キ及び(2)キの別に定める資料は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格調書

- (2) 入札事務を行うに当たって特に適切な管理を要する書類（予定価格調書を含む。）の管理状況が分かる資料
- (3) 予定価格、落札率及び落札までの入札回数が記載された入札筆記書
- (4) 予定価格を作成するための積算書における工種毎の積算額に対する入札参加者が提出する工事費内訳書における工種毎の積算額の比率をグラフ化したもの（全入札参加者について、各入札参加者毎に、各工種毎の上記比率を算出し、縦軸を「比率（基準を100とする）」、横軸を「工種」とする座標上の点を結び、ひとつのグラフに記入したもの）
- (5) 抽出された契約については、仕様書、入札公告又は公示の写しのほか、入札・契約手続審査委員会の審査の対象の場合には一般競争契約審査調書、指名競争契約審査調書又は随意契約審査調書の写しを、それぞれ会議に提出する。

なお、抽出された契約が一般競争入札、指名競争入札又は企画競争による随意契約であって応札者（提案者）が1者の契約及び公益社団法人又は公益財団法人を契約の相手とする契約については、これらの書類のほかに、応募要領（説明書）、提案書評価基準及び採点表等並びに指名通知書の写しを併せて会議に提出する。